

地方分権改革に関する提案募集への対応について

平成30年10月25日
本 部 事 務 局

関西広域連合から行った18項目（32提案）のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された2項目について、所管府省の第2次回答（所管府省の第1次回答に対する提案団体の意見を踏まえたもの）が示されました。

1 所管府省の第2次回答の結果

第1次回答では、所管府省との調整対象である2項目とも「対応不可」とされていましたが、広域連合が提出した意見を踏まえた第2次回答においては、「通訳案内士登録業務の見直し」について「提案を踏まえ対応」に変更されました。

回答結果	項目数	提案項目
提案を踏まえ対応	1	①通訳案内士登録業務の見直し
対 応 不 可	1	②広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化
計	2	

2 所管府省の回答及び関西広域連合意見

① 通訳案内士登録業務の見直し

提 案 内 容	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の見直し
第1次回答	<ul style="list-style-type: none"> 全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法等に規定する登録拒否要件（精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者）に該当しないか確認を行う必要があり、<u>申請者に対して健康診断書の提出を求めることにより、都道府県が迅速に処理することを可能としている。</u> <u>履歴書についても、申請者が通訳案内士法の欠格事由（1年以上の禁固等に処せられた者で、刑の終了から2年を経過しない者等）に該当しないか確認する手段として求めているものであり、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切である</u>と考える。
連 合 見 意	<p>【健康診断書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者からは、<u>通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診察を拒否されたとの声</u>が実際に届いており、<u>医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドライン作成等の適切な措置を求め</u>る。 <p>【履歴書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠格事由に該当しないか確認する手段として<u>履歴書を提出させることが法等に明記されておらず、他自治体の意見からも意図が自治体に伝わっていない可能性</u>がある。 <u>個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報を収集することとなる履歴書の提出は望ましくない。</u> さらに、平成30年1月4日付の各都道府県宛の通知文では、<u>日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすると定めている。</u> 以上のことから、<u>履歴書に代えて、欠格事由に該当しないことの宣誓書を提出させることを求め</u>る。

第2次 回答	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討を行う。 履歴書についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、履歴書から宣誓書等に見直す方向で検討を行う。
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化

提 案 内 容	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。
第1次 回答	広域連合の規約で定められる事務や広域計画の項目の変更は、地方公共団体である広域連合の権能に関する事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているものである。
連 合 意 見	今年度は、これまで示された許可制とする理由への意見も含めて提案したところであるが、第1次回答では、当該意見部分への見解を示されることなく、回答としては不十分である。広域連合としては、これまでの議論を踏まえた上での再検討を求める。
第2次 回答	<ul style="list-style-type: none"> 許可制としていることは、広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いことなどを踏まえた必要最小限度の関与であり、変更する事務や広域計画の項目が、法令等により国の行政機関が権限をもつか地方公共団体が権限をもつかに関わらず、実施する必要があるものである。 広域連合からの規約変更に係る許可申請に対しては、標準処理期間の範囲内で可能な限り速やかに対応したい。

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| ～11月中旬 | ○内閣府と関係府省との最終調整 |
| 12月上旬 | ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会において対応方針案を了承 |
| 12月中下旬 | ○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定） |

関西広域連合からの提案 18 項目 (32 提案)

区 分	提案項目
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案 【2 項目】	<ul style="list-style-type: none"> ○通訳案内士登録業務の見直し ○広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整対象とする提案 【16 項目】	<p>関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（8 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲 ○国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与 ○近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止 ○近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与 ○複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲 ○複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等 ○国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲 ○国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲 <p>○出先機関等の事務権限の移譲に関する提案（1 項目・15 提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（販売事業） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲（保安業務等） ・電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲 ・火薬類取締法に係る事務・権限の移譲 ・建設業法に係る事務・権限の移譲 ・宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲 ・不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲 ・土地収用法に係る事務・権限の移譲 ・建築基準法に係る事務・権限の移譲 ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲 ・土壤汚染対策法に係る事務・権限の移譲
	<p>個別提案項目（7 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○准看護師登録等事務の見直し ○調理師試験受験資格の緩和 ○製菓衛生師試験受験資格の緩和 ○広域地方計画協議会の事務局機能の移管 ○港湾広域防災協議会の事務局機能の移管 ○国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大 ○災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止